

とび・土工専門工事企業の施工能力等の見える化評価実施規程

令和3年4月1日

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第四百九十八号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、とび・土工専門工事企業の施工能力等の見える化評価実施規程を以下のとおり定める。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会（以下「団体」という。）が、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドラインに基づき、国土交通大臣の認定を受けたとび・土工専門工事企業の施工能力等の見える化評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施するとび・土工専門工事企業の施工能力等の見える化評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、「評価」とは、団体が見える化評価基準に従って実施する見える化評価をいう。

（評価事務実施の基本方針）

第3条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施するとともに、企業情報の取扱いに十分留意する。

第2章 評価の申請

（評価の実施）

第4条 団体は、評価を受けようとする者の申請により、評価基準の評価内容配点や算定基準等を活用して評価を行う。

（申請の受付開始時期）

第5条 評価の申請は、令和3年4月1日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第6条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行ったとび・土工専門工事企業でなければ、これを行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った建設技能者が所属せず、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとする。

(評価の申請)

第7条 評価を受けようとするときとび・土工専門工事企業（以下「申請者」という。）は、団体指定の方法により、施工能力等の見える化評価申請書及び証跡書類等を送付するものとする。

(評価申請の受理)

第8条 団体は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 施工能力等の見える化評価申請画面に必要な事項が入力されていること
 - (2) 施工能力等の見える化評価申請書、証跡書類ならびに評価手数料を受理していること
 - (3) 評価の申請に係る申請者が第6条の規定に適合していること
- 2 団体は、申請の内容に不備を認めるときは、補正させた後、受理するものとする。
- 3 団体は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第9条 評価は、令和3年5月6日より実施する。

(実施期間及び実施場所)

第10条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 評価事務の実施期間 原則として随時に休日を除き評価を実施する。
- (2) 評価の実施場所 一般社団法人 日本建設軀体工事業団体連合会

(評価実施の公告)

第11条 評価の実施に関し必要な事項は、団体のホームページ等により周知する。

(評価の実施)

第12条 評価は、見える化評価基準及びこの規程に基づき実施する。

2 団体は、建設キャリアアップシステムの事業者登録の情報が見える化評価基準に定める評価に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合する評価を認定する。

第4章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第13条 団体は、評価の結果を、申請を行った者に対して通知する。

第5章 評価の結果の公表

(評価結果の公表)

第14条 団体は、評価の結果を、団体のホームページ等において公表するとともに、国土交通省に対して、通知する。

(評価結果の有効期限)

第15条 評価結果の有効期限は、評価日より一年間とする。

第6章 評価手数料

(評価手数料)

第16条 評価実施に係る手数料の金額は、団体会員11,000円(税込)、団体非会員16,500円(税込)とする。

(評価手数料の徴収)

第17条 評価手数料は、団体が評価希望企業に対して個別に徴収する。

第7章 雑則

(不正行為に対する措置)

第18条 申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、団体は当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び国土交通省に通知する。

(秘密の保持)

第19条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第20条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により団体で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第21条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から5年とする。

- 2 前項の帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。
- 3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第22条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、団体が別に定める。